

# 川崎市交通局職員懲戒分限等審査委員会設置要綱

平成 22 年 7 月 30 日

22 川交庶第 409 号

(目的及び設置)

第 1 条 川崎市交通局職員の懲戒処分、分限処分等を公正かつ迅速に行うため、川崎市交通局職員懲戒分限等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定に基づく懲戒処分に関すること。
- (2) 川崎市職員退職手当支給条例（昭和 23 年川崎市条例第 73 条）の規定に基づく一般の退職手当等の全部又は一部の支給制限処分、支払差止処分、返納処分等に関すること。
- (3) 地方公務員法第 28 条第 1 項の規定に基づく分限処分に関すること。
- (4) 川崎市交通局企業職員服務規程（平成 18 年交通局訓示第 1 号）第 27 条の規定に基づく訓戒等に関すること。
- (5) その他の職員の懲戒、分限及び訓戒等に関して必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は企画管理部長を、副委員長は自動車部長をもって充てる。

3 委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 庶務課長

(2) 庶務課担当課長 (労務担当)

(3) 委員長が指名する営業所長 (鷲ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷲ヶ峰営業所担当課長 (菅生車庫担当))

(4) その他関係課長

4 前2項の規定にかかわらず、委員長、副委員長又は委員が当該案件の当事者又は関係者である場合は、審査に参加できないものとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、事案が発生し、交通局長から指示を受けたときは、速やかに委員会を開催する。

2 委員会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3 委員会の議事は非公開とし、原則として書面審査によるものとする。ただし、緊急の場合等は、会議開催に代えて文書回議によることができる。

4 委員会において必要があるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、審査の結果について書面をもって交通局長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画管理部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。